

# 福祉プラン

令和2年6月1日 現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉プラン</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当される方と同居している親族。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅介護を必要とする高齢者（65歳以上で当金庫に年金振込のある方）</li> <li>②心身障害者</li> </ul> </li> <li>年齢が満20歳以上の方。</li> <li>安定継続した勤務（営業）をされ、かつ安定した収入のある方。</li> <li>一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>事業資金借入のない方</li> <li>当金庫の地区内に住所または居所を有する方、または、当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。</li> </ul>
お使いみち	<p>申込人の親族のための資金で次のいずれかに該当するものに限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護用機器の購入・設置費用（介護用ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設置費用等）</li> <li>② 老人ホームの入居一時金（退去時に返還されるものも含む）</li> <li>③ 申込人が当金庫から借入れた基金保証付福祉プランの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込に限りです。）</li> </ul>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1万円以上500万円以内（1万円単位）</li> </ul>
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3か月以上10年以内</li> <li>6か月間の元金据置きができます。</li> </ul>
ご融資利率 （1）固定金利 （2）変動金利	<p>当金庫が定める所定の利率を適用いたします。</p> <p>当金庫が定める所定の利率を適用いたします。</p> <p>ご融資利率については、4月1日および10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p> <p>※ご融資利率については、店頭へお問合せください。</p>
金利優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>別途金利優遇キャンペーン中は、その優遇を適用いたします。</li> </ul>
ご返済方法 （1）固定金利 （2）変動金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。</li> <li>返済期日まで返済額は一定です。</li> <li>元利均等返済の場合は金利見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存期間等にもとづいて算出するものとします。ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。次回返済額変更基準日における見直しを行うまでは、その間借入利率の変更があっても返済額は変更しません。当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます</li> <li>※具体的な返済額は店頭でお申し出いただければ試算いたします。</li> </ul>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。</li> </ul>

<p>手数料・保証料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申込手数料は、不要です。</li> <li>• 繰上償還・条件変更時には、別途手数料が必要となります。</li> <li>• 保証料は次のとおりです。 毎月払型 所定の保証料はご融資利率に含めます。 〔保証料率：年0.25%〕 詳細については、店頭へお問合せください。</li> </ul>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。</li> <li>• 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>